（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「による厚生年金」の下に「、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険」を加える。

第三十四条第四項第二号中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同項第三号中「第七条」を「第六条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届

第四号様式中

②船員保険及び社会保険の加入の状況	船員保険	健康保険	厚生年金保険	③船員保険記号

を

②社会保険、雇用保険及び船員保険の加入の状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	船員保険	③労働保険番号

に改める。

第八号様式中

③６月１日現在における船員保険及び社会保険の派遣船員への適用状況（人）	船員保険	健康保険	厚生年金保険	厚生年金保険

を

③６月１日現在における社会保険、雇用保険及び船員保険の派遣船員への適用状況（人）	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	船員保険

に改める。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部改正）

第三条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ十二第一項」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十二条第一項」に、「第三十三条ノ十三又は第三十三条ノ十三ノ二」を「第二十四条から第二十七条まで」に、「失業保険金」を「基本手当」に改める。

第四条第三項中「国土交通大臣が定める日額表における」を削り、「船員保険法第三十三条ノ九第一項の給付基礎日額」を「雇用保険法第三十三条ノ十三ノ二」及び「又は失業保険金」を削り、同条第三項中「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十二条第二項中「船賃」の下に「、航空賃」を加える。

第十六条第一項中「船員保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第二項中「第九条第二号」を「第九条第二項」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「国土交通大臣が定める日額表における」を削り、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ九第一項の給付基礎日額」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条の賃金日額」に、「が属する賃金等級に定められた」を「を基礎として、国土交通大臣が定める算定方法により算定した」に、「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十二条第一項中「船員保険法第三十三条ノ十二第一項」を「雇用保険法第二十二条第一項」に、「第三十三条ノ十三又は第三十三条ノ十三ノ二」を「第二十四条から第二十七条まで」に、「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十四条第二項中「船賃」の下に「、航空賃」を加える。

第十八条第一項中「船員保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金」を「基本手当」に改める。

（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の一部改正）

第五条　船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「国土交通大臣が定める日額表における」を削り、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ九第一項の給付基礎日額」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条の賃金日額」に、「が属する賃金等級に定められた」を「を基礎として、国土交通大臣が定める算定方法により算定した」に、「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十二条第一項中「船員保険法第三十三条ノ十二第一項」を「雇用保険法第二十二条第一項」に、「第三十三条ノ十三又は第三十三条ノ十三ノ二」を「第二十四条から第二十七条まで」に、「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十四条第二項中「船賃」の下に「、航空賃」を加える。

第十八条第一項中「船員保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金」を「基本手当」に改める。

（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部改正）

第六条　船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「国土交通大臣が定める日額表における」を削り、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ九第一項の給付基礎日額」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条の賃金日額」に、「が属する賃金等級に定められた」を「を基礎として、国土交通大臣が定める算定方法により算定した」に、「等級別日額」を「算定額」に改める。

第八条第一項中「船員保険法第三十三条ノ十二第一項」を「雇用保険法第二十二条第一項」に、「第三十三条ノ十三又は第三十三条ノ十三ノ二」を「第二十四条から第二十七条まで」に、「失業保険金」を「基本手当」に改め、同条第三項中「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十条第二項中「船賃」の下に「、航空賃」を加える。

第十一条第二項及び第十二条第二項中「等級別日額」を「算定額」に改める。

第十三条第二項中「船員保険法」を「雇用保険法」に、「失業保険金」を「基本手当」に改める。